

# 山口県産業廃棄物税の検討について

## 山口県産業廃棄物税条例（平成 16 年 4 月施行）の概要

### (1) 目的

- ア 産業廃棄物の排出抑制や減量化・リサイクルの促進
- イ 産業廃棄物施策への税収の活用

### (2) 徴収方法 特別徴収方式（最終処分場への搬入の際に最終処分業者が徴収）

### (3) 税率 1, 000円／トン

### (4) 税収 180百万円（令和5年度当初予算額）

※条例施行後5年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずる

## 1 産業廃棄物税導入の効果検証について

### ○ 産業廃棄物の状況

→税導入後の傾向…県内排出量の減少、最終処分量の減少、再生利用量の増加、適正処理の促進

### ○ 排出事業者の意識調査

→公共関与最終処分場の整備への支援、リサイクル・減量化施設整備への支援、排出抑制・減量化・リサイクル事業化の取組への支援等に有効  
多数の排出事業者が税制度継続を妥当とし、税活用事業の拡充・強化を希望



税導入によるインセンティブ効果や税財源を活用した事業により3Rの推進や適正処理の促進に効果があり、さらなる産業廃棄物の排出抑制・再生利用等による減量、適正処理の促進の拡充・強化を図るため、今後も税活用事業の継続が必要



山口県環境審議会に報告済（R5.9.4）

## 2 産業廃棄物税制度の検討について

- (1) 税導入に一定の効果があり、今後も税充当施策・事業の推進を図る必要がある。→**税制度を継続する必要（R6～R10）**
- (2) 税制度の内容については、施行後19年が経過し制度が定着し、執行も円滑に実施されており、他県の制度とも均衡がとれている。  
→**現状維持が適当**

## 3 産業廃棄物税条例の改正

### 5年後の再検討条項を規定（現行制度を継続）

（参考）全国の状況

- 27道府県が産廃税を導入
- 中国・九州地方は全県が導入